

平成14年9月12日

司法制度改革推進本部

裁判員・刑事検討会

座長 井上正仁 殿

全国犯罪被害者の会（あすの会）

代表幹事 岡村 勲

意見書（要約）

犯罪被害者（遺族を含む）、犯罪により身体的、精神的並びに経済的に極めて大きな被害を受けている。犯罪被害者は、このような苦しみの中で捜査や公判について協力を求められ、これに応じているが、これは刑事手続により加害者に対して犯した罪に相応した厳罰に処して欲しいからである。そして、このことは犯罪被害者の立ち直りにとっても是非とも必要なことである。

ところが、我国の刑事司法は、公益を目的とするものであり、犯罪被害者にもたらされる利益は反射的利益に過ぎないとされている（最高裁平成2年2月20日判決）。そして、このような見地から、犯罪被害者は、刑事手続においてはまったく蚊帳の外に置かれており、また刑事手続の動向についての情報も受けられない状態である。このため、犯罪被害者は、刑事司法に対して大きな不信感を持っている。そして、このような犯罪被害者の不当な取り扱いについては、近時、多方面から批判が上がっているのである。

ところで、国外に目を向けると、ドイツやフランスでは、公訴参加、私訴、附帯私訴など、従来から被害者が刑事手続に加わる制度が存在する。そして、イギリスにおいても私人訴追が原則とされている。また、近時、これらの国においては、被害者支援とともに刑事手続における犯罪被害者の権利の拡充が行われている。そして、国連も憲章を作り犯罪被害者の権利の拡充を訴えている。

このような中で、我国においては犯罪被害者保護二法及び犯給法の改正が行われ、犯罪被害者の保護の第一歩を踏み出した。しかし、これだけでは全く不十分であり、犯罪被害者の意向や世論の動向並びに世界の潮流を見定めて犯罪被害者が刑事裁判に参加することができる制度を早急に作る必要がある。そして法務省も、平成9年、附帯私訴や公訴参加を検討課題として標榜しているのである。しかし、21世紀の司法を展望するという司法制度改革審議会は、そ

の答申において、犯罪被害者に対する保護、救済を行うために必要な検討を行うべきであるとしたものの具体的な施策を提示しなかった。このため、我国では今なお、犯罪被害者の刑事手続への関与については不十分なままの状態である。

しかし、事件の実質的当事者である犯罪被害者を刑事手続の蚊帳の外に置くことは、適正手続の理想にも反することである。また、真実発見の観点や刑事司法の沿革から見ても犯罪被害者を手続に参加させるべきである。そして、これらに加え、近時の犯罪被害者の意向、世論の動き及び世界的潮流を考慮すれば、刑事事件における犯罪被害者の地位を確立すべきであり、そのために、公訴参加、私訴、附帯私訴その他の制度を早急に取り入れるべきである。

国民に信頼される刑事司法というが、一般国民は刑事司法とは無縁のところ
で生活しており、刑事司法に関係のある国民は加害者と犯罪被疑者である。犯罪被疑者に信頼されない刑事司法は、国民に信頼されない刑事司法であることを忘れてはならない。

なお、全国犯罪被害者の会では、ヨーロッパに調査団を派遣して調査の上、これらの制度について、法律要綱案を作成して提出する予定であるので、これを真摯に受け止め検討されるよう要望する。

以 上